

# 監査報告書

平成25年6月19日

京都府公立大学法人  
理事長 荒 卷 禎 一 様

監 事 安 保 千 秋 ㊟

監 事 中 野 淑 夫 ㊟

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、京都府公立大学法人の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第5期事業年度における業務の執行及び財務に関する状況について監査を実施しました。

その結果について、以下のとおり報告します。

## 1 監査方法の概要

理事会その他重要な会議に出席するとともに、関係者からの業務運営の報告を聴取し、また、必要に応じて書面、証拠書類の閲覧などにより調査しました。また、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

## 2 監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類(案)を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状況、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認める。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 決算報告書は、決算の状況を正しく示しているものと認める。

以上